

■【トピックス】

イスラム国の衝撃！



いわゆるイスラム国に囚われていた日本人が殺害されました。また、ヨルダンのパイロットも残忍な方法で殺害されてしまいました。その映像は、インターネットで全世界に流され恐怖と憎悪が拡散されています。負の連鎖が続いています。

この事件により日本人も、遠い国のテロリズムと考えていた恐怖に直面することになりました。これで日本人の考えていた世界が確実に変わりました。政治も経済も意識を変える必要があります。

■【ビジネス・アイ】

役員の就任登記！

社長 「ちょっと聞いたんだけど、役員の就任登記に今度から本人確認書類がいるようになるんだってね」

花野 「そのようです。これまでは役員就任の登記をするには就任承諾書を、代表取締役の辞任も同じように辞任届だけでよかったのですが、悪用するケースがあったため今回の改正になったようです」

社長 「そうなんだ。そもそも会社の役員の登記するのに本人確認をしなくてもいいなんて、ちょっと時代遅れだったね。悪用されても仕方ないかもしれないね」

花野 「そうですね。この改正は平成27年2月27日から適用されますので、適用日以降で役員変更のある会社は注意が必要ですね」

社長 「次の役員改選の時に気をつけるようにするよ。ところで、今回の改正で本人確認書類以外に何か変更点はないの？」

花野 「もう一つあります。最近では結婚して姓が変わっても旧姓のままで仕事を続けている人が多くなりましたよね。それに対応して役員登記も役員氏名欄に旧姓を併記できるようになりました」

社長 「それはいいね。特に女性の場合、名刺の姓と登記簿の上の姓が異なっていると、本当に同一人物か不安になるからね」

花野 「この登記は経過措置として8月27日までは、役員変更とは別にできることになっています」

■【今月のキーワード】

本人確認証明書

登記申請における本人確認証明書とは、①住民票記載事項証明書(住民票の写し)、②戸籍の附表、③住基カード(住所が記載されているもの)のコピー、④運転免許証等のコピーなどが該当します。なお、③や④については裏面もコピーし、本人が「原本と相違ない」旨を記載して、記名押印する必要があります。

なお、商業登記の役員名に旧姓を併記しようとする場合には、変更時の申請と同時に戸籍謄本等を添付して申請します。

■【今月の1冊】

『中小企業経営者のための本気で使える 経営計画の立て方・見直し方』

岡本吏郎 著

すばる舎リンケージ ¥2800

中小企業が作成する経営計画は、せっかく作っても絵に描いた餅に終わってしまうことが多いです。

数字のお遊びになりがちな経営計画を実効性あるものにするための考え方が書かれています。細かな数字の書き方はありません。むしろ行動計画に重点を置いた考え方(哲学的?)が述べられています。経営者にお勧めです。



■【編集後記】

20年近く前から地球温暖化といわれ続けています。夏は確かに暑くなったような気がしますが、冬の方はむしろ寒くなっているように感じます。今年の冬は特に寒さが身に沁みますね。それだけ年を取ったということでしょうか(^^)

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 96 (毎月1日発行)

●定価：2,400円/年 ●発行日：2015.3.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦丸ビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>